

○農業経営継承保証保険支援事業実施要綱（令和2年4月1日付け元経営第3270号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後(新)	現 行 (旧)
<p>第2 定義</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 この要綱において、「経営継承」とは、<u>農業経営サポート事業（農業経営法人化支援総合事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(1)に掲げる事業をいう。以下同じ。）において、当該事業の実施主体が経営サポート活動を行うに当たって専門家が確認した経営継承計画又はこれに類する活動を行う支援機関の専門家が確認した経営継承計画（以下「経営継承計画」という。）に基づき、農業経営を継承することをいう。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 <u>この要綱において、「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定を受けた者、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定を受けた者又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定を受けた者をいう。</u></p> <p>第3 事業の実施</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 要件</p> <p>1の事業の対象となる債務保証に係る資金の借入者は、次に掲げる要件を全て満たす後継農業者とする。<u>ただし、借入手続きにおいて(6)と同じ要件を満たすこととされている農業近代化資金等（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第2の1に規定する資金、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第4に規定する農業経営改善促進資金又は農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）に規定する資金をいう。）の借入者は、(1)から(5)までの要件を全て満たす後継農業者とする。</u></p> <p>(1) <u>経営継承計画において後継者又は継承先として明示された者であって、認定農業者、実質化された人・農地プランの中心経営体に位置付けられている若しくは今後、位置付けられることが確実である者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等</u></p>	<p>第2 定義</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 この要綱において、「経営継承」とは、<u>都道府県に設置されている農業経営相談所（農業経営法人化支援総合事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3500号農林水産事務次官依命通知）別記1の第1の農業経営相談所をいう。以下同じ。）等の支援機関の専門家により確認された経営継承計画（以下「経営継承計画」という。）に基づき、農業経営を継承することをいう。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第3 事業の実施</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 要件</p> <p>1の事業の対象となる債務保証に係る資金の借入者は、次に掲げる要件を全て満たす後継農業者とする。</p> <p>(1) <u>経営継承計画において後継者又は継承先として明示された者であって、実質化された人・農地プランの中心経営体に位置付けられている又は今後、位置付けられることが確実である者であること。</u></p>

への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出していることの証明を受けたものに限る。）であること。

(2)～(4) (略)

(5) 1の(2)の事業の対象となる債務保証に係る資金の借入者は、本事業の対象とする保証料助成による債務保証について他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けない者とし、その旨の誓約書を基金協会に提出した者であること。

(6) 飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受けている者であること。

第4 事業実施計画の提出

1 第3の1の事業を行おうとする基金協会は、別記様式第1号により事業実施計画書を作成し、事業開始前に当該基金協会が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等（北海道農業信用基金協会にあっては農林水産省経営局長、沖縄県農業信用基金協会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 (略)

第6 事業実施計画の変更

1 第3の1の事業を行う基金協会は、第4の事業実施計画の重要な変更をしようとする場合は、あらかじめ、別記様式第4号による事業実施変更計画書を当該基金協会が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に提出しなければならない。

2 前項の「重要な変更」は、第3の2の(1)の①又は②の規定により交付される補助金の増又は30%を超える減を伴う事業内容の変更とする。

3 1の規定により事業実施変更計画書を地方農政局長に提出した基金協会は、信用基金にその写しを遅滞なく提出するものとする。

第8 補助金及び交付金の管理

1・2 (略)

3 基金協会は、前項の収入及び支出について、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第3条第4号に基づき、第3の1の各事業ごとに区別して当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、前項の帳簿等とともに当該事業の完了する日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保

(2)～(4) (略)

(新設)

(新設)

第4 事業実施計画の承認

1 第3の1の事業を行おうとする基金協会は、別記様式第1号により事業実施計画書を作成し、事業開始前に当該基金協会が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等（北海道農業信用基金協会にあっては農林水産省経営局長、沖縄県農業信用基金協会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）に提出し、その承認を受けなければならない。

2 (略)

第6 事業実施計画の変更

1 第3の1の事業を行う基金協会は、第4の事業実施計画の重要な変更をしようとする場合は、あらかじめ、別記様式第4号による事業実施計画変更承認申請書を当該基金協会が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の「重要な変更」は、第3の2の(1)の①又は②の規定により交付される補助金それぞれの額の30%を超える額の増減を伴う事業内容の変更とする。

3 1の規定により事業実施計画変更承認申請書を地方農政局長に提出した基金協会は、信用基金にその写しを遅滞なく提出するものとする。

第8 補助金及び交付金の管理

1・2 (略)

3 基金協会は、前項の収入及び支出について、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第3条第4号に基づき、第3の1の各事業ごとに区別して当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、前項の帳簿等とともに当該事業の完了する日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保

管しなければならない。このうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

4～6 (略)

7 信用基金は、前項の収入及び支出についての証拠書類を整備し、前項の帳簿等とともに当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。このうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

8～9 (略)

別記様式 第1号 (第4関係)

(中略)

農業経営継承保証保険支援事業実施要綱第4の規定に基づき、下記のとおり事業を実施したいので提出する。

記

1 事業実施計画

① (略)

(中略)

② 経営者保証等を徴求しない場合に適用される保証料率設定

(単位：円、%)

対象資金	件数	債務保証 平均残高 (a)	経営者保証 等を徴求す る場合に適 用される保 証料率 (b)	補助金相当額 (a)×(b)	備考	他事業に よる保証 料助成を 受けてい ないこと 等の確認
〇〇資金						
計						

(注1)～(注3) (略)

(注4) 他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認については、債務保証引受が他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けな

いことが確認できた場合、○を記載すること。

(以下略)

管しなければならない。

4～6 (略)

7 信用基金は、前項の収入及び支出についての証拠書類を整理し、前項の帳簿等とともに当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保管しなければならない。

8～9 (略)

別記様式 第1号 (第4関係)

(中略)

農業経営継承保証保険支援事業実施要綱第4の規定に基づき、下記のとおり事業を実施したいので承認を申請する。

記

1 事業実施計画

① (略)

(中略)

② 経営者保証等を徴求しない場合に適用される保証料率設定

(単位：円、%)

対象資金	件数	債務保証 平均残高 (a)	経営者保証 等を徴求す る場合に適 用される保 証料率 (b)	補助金相当額 (a)×(b)	備考	(新設)
〇〇資金						
計						

(注1)～(注3) (略)

(新設)

(以下略)

別記様式 第2号 (第5の1関係)

(中略)

1 事業の実績

① (略)

(中略)

② 経営者保証等を徴求しない場合に適用される保証料率設定

(単位：円、%)

対象資金	件数	債務保証 平均残高 (a)	経営者保証 等を徴求す る場合に適 用される保 証料率 (b)	補助金相当額 (a)×(b)	備考	他事業に よる保証 料助成を 受けてい ないこと 等の確認
〇〇資金						
計						

(注1)～(注4) (略)

(注5) 他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認については、債務保証引受が他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けないことが確認できた場合、○を記載すること。

(以下略)

別記様式 第4号 (第6の1関係)

〇〇年度 農業経営継承保証保険支援事業実施変更計画書

(中略)

年 月 日付け 第 号で提出した本事業の事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、農業経営継承保証保険支援事業実施要綱第6の1の規定に基づき提出する。

記

別記様式 第2号 (第5の1関係)

(中略)

1 事業の実績

① (略)

(中略)

② 経営者保証等を徴求しない場合に適用される保証料率設定

(単位：円、%)

対象資金	件数	債務保証 平均残高 (a)	経営者保証 等を徴求す る場合に適 用される保 証料率 (b)	補助金相当額 (a)×(b)	備考	(新設)
〇〇資金						
計						

(注1)～(注4) (略)

(新設)

(以下略)

別記様式 第4号 (第6の1関係)

〇〇年度 農業経営継承保証保険支援事業実施計画変更承認申請書

(中略)

年 月 日付け 第 号で承認の通知があった本事業の事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、農業経営継承保証保険支援事業実施要綱第6の1の規定に基づき承認を申請する。

記

1 (略)

2 変更後事業実施計画

① (略)

(中略)

② 経営者保証等を徴求しない場合に適用される保証料率設定

(単位：千円、%)

対象資金	件数	債務保証 平均残高 (a)	経営者保証 等を徴求す る場合に適 用される保 証料率 (b)	補助金相当額 (a)×(b)	備考	他事業に よる保証 料助成を 受けてい ないこと 等の確認
〇〇資金						
計						

(注1)～(注3) (略)

(注4) 他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認については、債務保証引受が他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けないことが確認できた場合、○を記載すること。

1 (略)

2 変更後事業実施計画

① (略)

(中略)

② 経営者保証等を徴求しない場合に適用される保証料率設定

(単位：千円、%)

対象資金	件数	債務保証 平均残高 (a)	経営者保証 等を徴求す る場合に適 用される保 証料率 (b)	補助金相当額 (a)×(b)	備考	(新設)
〇〇資金						
計						

(注1)～(注3) (略)

(新設)

附 則 (令和4年4月1日3経営第3147号)

- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3の4本文ただし書及び(6)の規定については、令和4年6月1日から施行する。
- 信用基金及び基金協会がこの要綱の改正前に実施した事業に係るこの要綱の規定の適用については、なお従前の例による。